第4章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

1 景観形成の推進体制

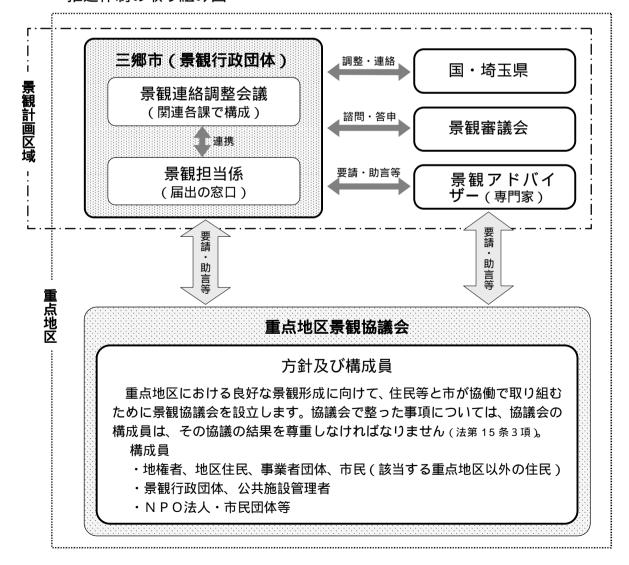
景観条例及び景観計画の運用開始後は、景観条例に基づく「届出等の手続き」や「景観形成の推進」を次のような体制で取り組みます。

景観計画区域については、三郷市「景観担当係」を窓口とし、庁内の関連各課で構成した「景観連絡調整会議」と連携して取り組みます。また、国・埼玉県とは調整・連絡、景観審議会とは諮問・答申、そして景観アドバイザーとは助言等が受けられるような体制を整えます。

重点地区については、同地区の景観形成を同地区自らで推進していくため、下記に示す構成員による「重点地区景観協議会」を設立 1 し、三郷市と連携して取り組みます。また、同協議会は三郷市及び景観アドバイザーより助言等を受けられるような体制を整えます。

1:重点地区景観協議会は、景観条例及び景観計画の運用開始までに設立されていることが望ましいが、運用後において設立される場合もあります。

推進体制の取り組み図



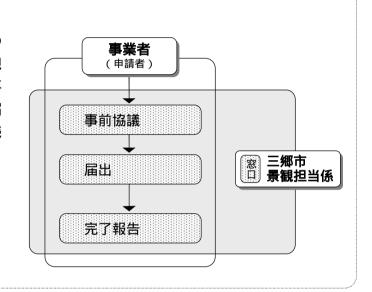
2 届出等の手続き

(1)届出等の手続きの概要

事業者(申請者)は、建築物等を建設する場合、一定規模の建築物等は景観条例に基づいて届出等が必要になります。その手続きは、対象となる地区が「景観計画区域」の場合と「重点地区」の場合では異なり、それぞれ次のような流れで行う必要があります。

景観計画区域の手続き

対象地区が景観計画区域の 場合、事業者は三郷市景観 担当係を窓口として、「事前協議」を経た後に、「届出」、「完了報告」の手続きを行います。

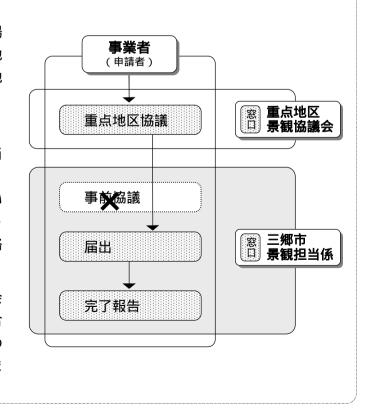


重点地区の手続き

対象地区が重点地区の場合、事業者は、予め重点地 区景観協議会と「重点地 区協議」を行う必要があり ます。

その上で、三郷市景観担当係へ「届出」を行い、「完了報告」の手続きを行います。重点地区協議を行った場合、事前協議は省略することができます。

なお、重点地区景観協議会が設立されていない場合は、上記の景観計画区域の 手続きを行うこととなります。



(1)届出等の手続きの詳細

届出等の手続きは「景観計画区域」が基本となります。事業者は、三郷市景観担当係を窓口として、「事前協議」を経た後に「届出」を行い、景観条例及び景観計画の適合審査を受けることとなり、工事後は「完了報告」を行う必要があります。「重点地区」の場合は、これらに先立って、重点地区景観協議会と「重点地区協議」を行う必要があります。以下に、手続きの流れの詳細を示します。

